

休日 出勤扱
振替 証明書

茨城労働局長 殿

事業所名

代表者名

印

【 講習の確認 】

講習等名称		講習実施機関名	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		内休日は 日
受講者			

上記講習について、下記の者を技能講習を受講させましたが、同講習期間に休日が含まれるため、この休日派遣に対し、以下の通り扱ったことを証明いたします。

記

1. 休日の事業主処理事項 (ア、イ、ウ、エのいずれかに○をつけてください)

○印	取扱いの種類	内容	支給申請書に添付する書類
ア	休日出勤扱いとした	休日手当を現金で支払った	左記手当を本人が受領したことを証明する書類 (写)
イ		休日手当を給与で支払った	左記手当を支払ったことを証明する出勤簿、賃金台帳等 (写)
ウ	振替休日を与えた	所定勤務日に休日を振り替えた	振替休日取得状況報告 (下記2)、振替を確認できる出勤簿等 (写)
エ	その他	上記ア、イ、ウの処置はしていない	経費助成・賃金助成ともに不支給*1

*1 但し、上記エからア、イ、ウのいずれかへ取扱いを修正した場合は助成の対象となります。

2. 振替休日取得状況報告 (上記ウの場合)

上記の受講日には休日が含まれているので、次の通り振り替えたことを報告します。

受講者氏名	受講日	振り替えた日	備考
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	

●経費助成及び賃金助成についての留意事項

雇用している建設労働者 (雇用保険被保険者) に、所定労働時間内に受講させ、その期間について通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成の対象となります。

また、所定労働時間外及び休日に技能実習を受講させた場合は、以下の①または②の場合が助成の対象となります。

①所定労働時間外に受講させた場合

所定の賃金 (通常の賃金の額に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金) 以上の額を支給する場合

②所定労働日以外の休日に受講させた場合

受講日について振替休日を与えるか、または労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金以上の額を支給する場合